

飯田市病児保育施設「おひさまはるる」利用について

○病児保育の利用には、事前の登録が必要になります。下記①と②又は③を記入し、病児保育施設「おひさまはるる」（健和会病院内）又は飯田市子育て支援課へ提出してください。

*登録後記入内容に変更が生じた際には別紙「変更届」の提出をお願いいたします。

① 飯田市病児保育施設「おひさまはるる」登録申込書

- 登録申込書の記入日は忘れずに記入してください。
- 保護者氏名は保育園等（認定こども園、事業所内保育所）の登録と同様にしてください。
- きょうだいの登録の有無を記入してください。

② 児童の発育と健康の状況（3歳未満児用）

③ 児童の発育と健康の状況（3歳以上児用）

○利用する場合は、かかりつけ医を受診し、医師に⑤「医師連絡票」を記入してもらいます。お薬がある場合は、⑥与薬依頼書（薬の内容がわかるものを添付）も必要になります。

利用日当日に ④⑤⑥ をおひさまはるるに提出をしてください。

④ 飯田市病児保育施設「おひさまはるる」（当日）申込書

⑤ 医師連絡票

⑥ 与薬依頼書（薬があるとき）

※複数枚必要な場合はコピーをしてください。

用紙は、「おひさまはるる」（健和会病院内）又は子育て支援課にもあります。

○登録に際し必要なもの（母子手帳を見ながら正確にご記入ください）

- ✿母子手帳 ✿健康保険証

※令和3年7月1日から、上記①、④、⑥の書類への認印の押印を廃止いたしました。

飯田市病児保育施設「おひさまはるる」利用料について

◎4月～8月は、前年の課税状況によります。

世帯の区分	利用5時間未満	利用5時間以上	備考
生活保護世帯等	無料	無料	
保護者の市民税が非課税のひとり親世帯等	無料	無料	
保護者の市民税が非課税の世帯	500円	1,000円	
上記以外の世帯	1,000円	2,000円	

※ 利用料金の支払いは、利用後に飯田市子育て支援課より納付書を送付します。支払い期日までに支払いをお願いします。

問合せ先

- 制度や利用料について
市役所子育て支援課 保育係
電話 0265-22-4511 内線 5733
- 予約や保育の内容について
健和会病院内 おひさまはるる
電話 0265-23-4001